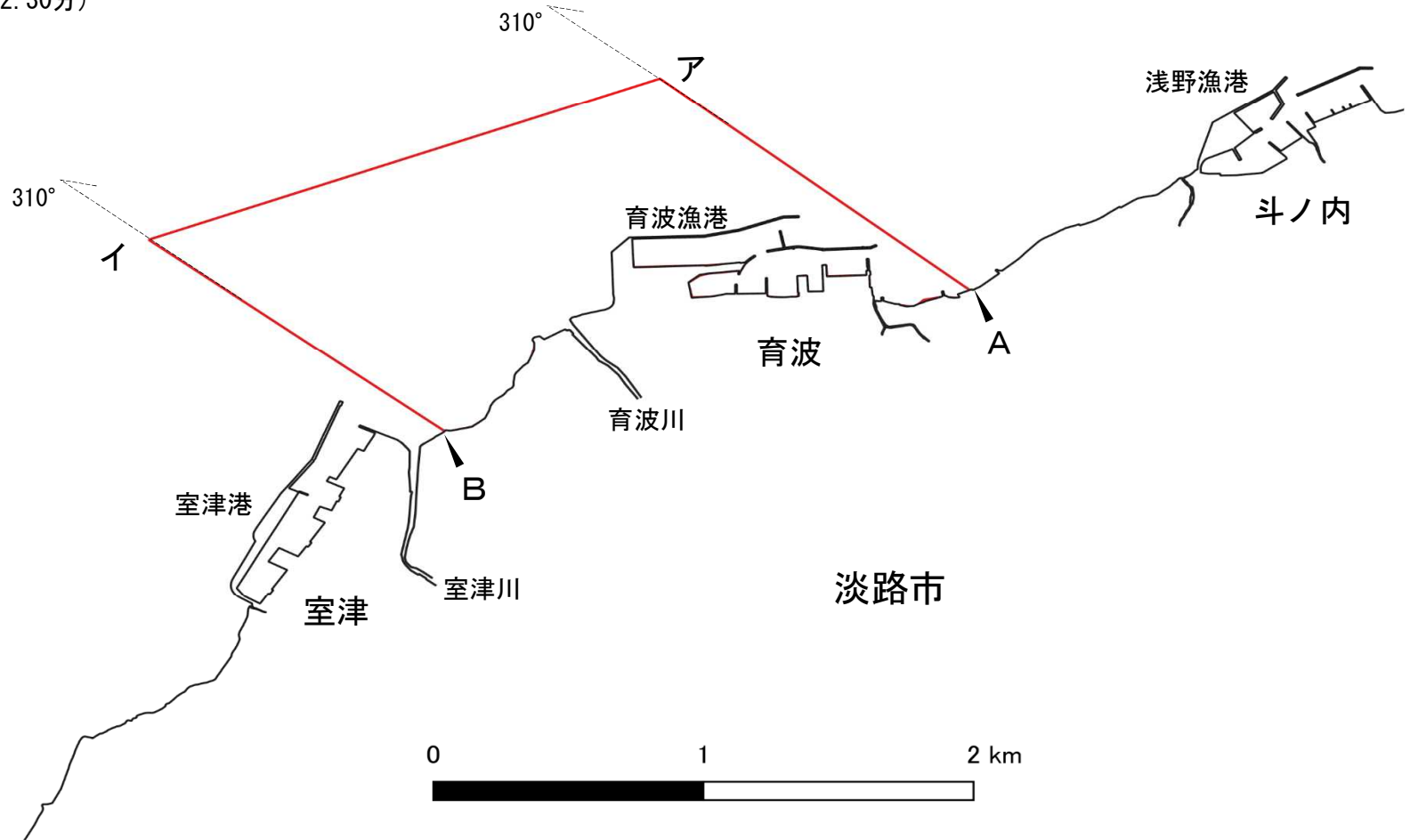


免許番号 共第124号
漁場の位置 淡路市育波地先
漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 最大高潮時海岸線における淡路市斗ノ内・育波界
(北緯34度31.78分、東経134度53.97分)
- B 最大高潮時海岸線における淡路市育波・室津界
(北緯34度31.46分、東経134度52.90分)
- ア Aから310度1,300メートルの点
(北緯34度32.23分、東経134度53.32分)
- イ Bから310度1,200メートルの点
(北緯34度31.88分、東経134度52.30分)



令和5年9月1日 免許
共第124号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで							潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	いぎす漁業		5月1日から9月30日まで							
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	もずく漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	うに漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで							
		2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第124号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	淡路市育波148番地の3 育波浦漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		